

第百三回 参議院 社会労働委員会 會議録 第三号

昭和六十年十二月五日(木曜日)

午後零時三十三分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

岩崎 純三君

大浜 方栄君

佐々木 満君

高杉 勉忠君

中野 鉄造君

委員

石井 道子君

遠藤 政夫君

関口 恵造君

田中 正巳君

前島英三郎君

森下 泰君

糸久八重子君

浜本 万三君

和田 静夫君

中西 珠子君

佐藤 昭夫君

藤井 恒男君

下村 泰君

戸井田三郎君

稲垣 実男君

増岡 博之君

下村 健君

内藤 列君

厚生省健康政策局長 竹中 浩治君

厚生省生活衛生局長 北川 定謙君

事務局側

常任委員会専門員

此村 友一君

本日の會議に付した案件

○医療法の一部を改正する法律案(第百一回国会内閣提出、第百三回国会衆議院送付)

○下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○連合審査会に関する件

○委員長(岩崎純三君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

医療法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。増岡厚生大臣。

○国務大臣(増岡博之君) ただいま議題となりました医療法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

現行医療法は、昭和二十三年に我が国医療の基本法として制定されて以来、医療体制の充実を通じて、国民医療の確保、向上に大きな役割を果たしてまいりました。

しかしながら、我が国の医療体制については、病床の増加等量的には相当程度の整備が行われてきた反面、病院、診療所などの医療資源が地域的に偏在している、あるいは、医療施設相互の機能の連携が十分でないといった指摘が、かねてよりなされていくところでありました。また、近年の一部医療機関における不祥事は、医療に対する国民の信頼を揺るがしておりますが、これを回復するためにも、制度の改革が強く望まれております。

殊に、本格的な高齢化社会の到来を間近に控

え、医療需要は、今後ますます増大し、かつ、多様化していくことが予想されることであります。二十一世紀を指すこれからの医療は、このような状況を念頭に置いて、医療資源の効率的活用を図りつつ、人口の高齢化、医学技術の進歩、疾病構造の変化に対応して、国民に対し適正な医療を安まなく確保していくものでなければならぬと考えます。そのためには、病院、診療所のあり方等を含め、医療制度について見直しを行い、時代に即応した制度の改革を図っていくことが必要であります。

このような観点に立った見直しの第一歩として、都道府県ごとに医療計画を策定して地域における体系立った医療体制の実現を目指すとともに、医療法人の適正な運営を確保すべく、医療法の一部を改正する法律案を第九十八回国会に提出し、御審議を煩わしたのであります。第百回国会において衆議院の解散に伴い廃案となり、成立を見るに至りませんでした。

しかしながら、医療制度の見直しは、本格的な高齢化社会において、すべての国民が適正な医療を受けることができるようにするための基盤づくりとして、極めて重要なものであることから、ここに再度この法律案を提案し、御審議を願うこととした次第であります。

以下、この法律案の主な内容につきまして御説明申し上げます。

第一は、医療法の目的を、病院、診療所等の開設及び管理に必要事項並びにこれらの施設の整備を推進するために必要な事項を定めること等により、医療を提供する体制の確保を図り、もって国民の健康の保持に寄与することとしたことであります。

第二は、医療計画についてであります。医療計画は、都道府県がこれを作成し、対象となる区域の設定及び必要病床数に関する事項を定

めるものとするほか、病院の整備の目標、医療施設相互の機能の連携、医師、歯科医師等医療従事者の確保その他医療を提供する体制の確保に關し必要な事項を定めることができるものとしております。

この医療計画の策定を通じて、地域における各種医療機関の役割を明確にし、その機能の連携強化を図ることによって、地域の医療需要に沿った医療体制の確立を目指していきたいと考えます。医療計画の達成の推進のための措置といたしましては、国及び地方公共団体は、病院等の不足地域におけるその整備等必要な措置を講ずるよう努めるとともに、病院の開設等には、その建物、設備等を病院に勤務しない医師、歯科医師に利用させる、いわゆる病院の開放化に努めるものとしております。

さらに、都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院を開設しようとする者等に対し、病院の開設その他必要な事項に関して勧告することができることとし、これにより病床の適正な配置を図ることとしております。

第三は、医療法人の運営の適正を確保するための指導監督規定等の整備についてであります。まず、医療法人の役員に關し、理事及び監事の定数並びに欠格事由を定めることとしております。また、都道府県知事の認可を受けた場合を除き、医療法人の開設する病院または診療所の管理者はすべて理事に加えることとするともに、その理事長は医師または歯科医師である理事のうちから選出することとしております。

次に、都道府県知事は、医療法人の業務または会計が法令に違反している疑いがあると認める等の場合には、医療法人の事務所に対する立入検査を行うことができることとするともに、このような違反等の事実が判明した場合には、必要な措

置をとるべき旨を命じ、その命令に従わないときは、業務停止命令または役員解任の勧告を行うことができることとしております。

最後に、この法律の施行については、医療法人に関する規定は公布の日から起算して六カ月を経過した日から、医療計画に関する規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内で政令で定める日から、それぞれ施行することとしております。

なお、衆議院において、医師または歯科医師が常時一人または二人勤務する診療所についても、医療法人の設立を認めるものとする、その他所要の修正が行われております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岩崎純三君) この際、本案に対する衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員稲垣実男君から説明を聴取いたします。

○衆議院議員(稲垣実男君) 医療法の一部を改正する法律案に対する衆議院の修正部分について、その内容を御説明申し上げます。

修正の要旨は、第一に、医療計画については、区域の設定に関し、「高度又は特殊な医療」を「特殊な医療」に改めるとともに、任意的記載事項の例示のうち、病院の整備の目標に関する事項は、「病院の機能を考慮した整備の目標」を定めるものとする。

第二に、医療計画に定めることができる事項として、併地医療、休日及び夜間診療等の救急医療の確保に関する事項を明記するとともに、機能及び業務の連係に関する事項の関係施設として薬局その他の関係施設を追加すること。

第三に、都道府県は、医療に関する専門的、科学的知見に基づいて医療計画の案を作成するため、診療または調剤に関する学識経験者の団体の意見を聞くものとされているが、この意見を聞かなければならない旨を法文上明確にすること。

第四に、医療計画の策定に当たって密接な連係を図るよう努めるべき関連施設として、事業、社会福祉に関する施設を例示するとともに、病院の開設者等は、当該病院の建物等を、その病院に勤務しない薬剤師の研究または研修のために利用させるように努めるものとする。

第五に、都道府県知事が、医療計画の達成の推進のため、病院の開設者等に対して勧告することができる事項は、病院の開設または病院の病床数の増加もしくは病床の種別の変更である旨を法文上明確にすること。

第六に、医師または歯科医師が常時一人または二人勤務する診療所についても、医療法人の設立を認めるものとする、医療法人の理事について、都道府県知事の認可を受けた場合は、三人未満の理事で足りるものとする。

第七に、医療法人の資産要件を明確化することとし、資産要件に関し必要な事項は、その開設する医療機関の規模等に応じ、厚生省令で定めるとともに、医療法人の会計年度について、定款または寄附行為で別段の定めをすることができるものとする。

第八に、都道府県知事が医療法人に対し、業務の停止を命じ、役員解任を勧告し、または設立の認可を取り消すに当たっては、あらかじめ都道府県医療審議会の意見を聞かなければならないものとする。

第九に、医療法人のうち、二以上の都道府県において、病院または診療所を開設しようとするものの設立等に当たっては、厚生大臣の認可を受けなければならないこと等とする。

第十に、政府は、今後の人口動向、医学技術の進歩の推移等を勘案し、病院及び診療所のあり方を含め、医療を提供する体制に関し、速やかに検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十一に、政府は、今後の医療の需要に対応した医師、歯科医師及び薬剤師の養成のあり方に関し、速やかに検討を加え、その結果に基づいて必

要な措置を講ずるものとする。

第十二に、政府は、地域における適正な医療を確保するために医療機関が果たしている社会的役割の重要性にかんがみ、医療経営基盤の安定及び業務の円滑な継続ができるようにするための必要な措置を講ずるものとする。

以上であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(岩崎純三君) 次に、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、提出者衆議院社会労働委員長戸井田三郎君から趣旨説明を聴取いたします。戸井田三郎君。

○衆議院議員(戸井田三郎君) ただいま議題となりました下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部を改正する法律案について、その提案の理由及び内容を御説明申し上げます。

御承知のとおり、昭和五十年には、一般廃棄物処理業者等が下水道の整備等により受ける著しい影響を緩和するため、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法が制定され今日に至ったわけですが、これまでこの法律に基づく合理化事業計画を定めた市町村はなく、一部の市町村において、転廃業を余儀なくされる一般廃棄物処理業者等に対し、事実上の措置として、交付金の交付等を行っているという実情にあります。

このため、本案は、市町村におけるこれまでの事実上の措置が、合理化事業計画に基づくものとして実施しやすくなるよう、同計画に定める事項として、業務の縮小または廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業者等を行う者に対する資金上の措置に関する事項を加えようとするものであります。以上が本案の提案理由及び内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(岩崎純三君) 以上をもちまして説明の聴取は終わりました。両案に対する質疑は後日に譲ります。

○委員長(岩崎純三君) 連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案について、内閣委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岩崎純三君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(岩崎純三君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十七分散会

十一月二十九日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部を改正する法律案(衆)

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部を改正する法律案

下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の一部を改正する法律案

理化に関する特別措置法（昭和五十年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「適正化に関する事項」の下に「下水道の整備等により業務の縮小又は廃止を余儀なくされる一般廃棄物処理業者等を行う者に対する資金上の措置に関する事項」を加える。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

十一月二十九日本委員会に左の案件が付託された。

一、被爆者援護法の制定に関する請願（第四九号）

一、失業対策事業の六十五歳線引き・四万人首切り反対等に関する請願（第五〇一号）

一、保育制度の充実等に関する請願（第五〇二号）

一、老人保健制度の拠出金増額反対に関する請願（第五〇三号）（第五〇四号）（第五二八号）（第五二九号）（第五六七号）（第五七三三号）

一、被爆者援護法の制定に関する請願（第五七四号）

一、保育制度の充実等に関する請願（第五九八号）

一、老人保健制度の拠出金増額反対に関する請願（第五九九号）

一、民間保育事業振興に関する請願（第六〇〇号）（第六〇一号）

一、輸血及び血液製剤のエイズ汚染排除等に関する請願（第六〇二号）

一、民間保育事業振興に関する請願（第六〇七号）（第六〇八号）（第六〇九号）（第六一〇号）（第六一一号）（第六一二号）（第六一三三号）（第六一四号）（第六一五号）

第四九九号 昭和六十年十一月十八日受理
被爆者援護法の制定に関する請願
請願者 大阪府箕面市栗生新家六五五ノ四

○ 副松昌子外二万二千九百九十一名

紹介議員 片山 甚市君
四十年前、広島と長崎に投下された、二つの核爆弾は、三十万人を超える者の命を奪い、いまなお、四十万人近い被爆者が、原爆地獄の苦しみを抱いて生きつづけている。原子爆弾は、人間として死ぬことも生きることが許さない。ついでに、再び被爆者をつくらないとの決意をこめ、国家補償に基づき原爆被害者援護法を早期に制定された。

第五〇一号 昭和六十年十一月十八日受理
失業対策事業の六十五歳線引き・四万人首切り反対等に関する請願
請願者 神奈川県横須賀市久里浜八ノ一四
ノ五 榎本登外七名
紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第五〇二号 昭和六十年十一月十八日受理
保育制度の充実等に関する請願
請願者 大阪府堺市金岡町二、三三九ノ五
林三郎外千九百三十八名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第五〇三号 昭和六十年十一月十八日受理
老人保健制度の拠出金増額反対に関する請願（三）
請願者 大阪府枚方市西船橋一ノ二九ノ六
松浦忍外七百六十二名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第二八四号と同じである。

第五〇四号 昭和六十年十一月十八日受理
老人保健制度の拠出金増額反対に関する請願
請願者 兵庫県高砂市阿弥陀町阿弥陀一、五七四ノ五 高田昭外二千二十九

名 紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第二八四号と同じである。

第五二八号 昭和六十年十一月十九日受理
老人保健制度の拠出金増額反対に関する請願
請願者 大阪府福島区大開二ノ一五ノ二
大島君夫外二千二百六十二名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第二八四号と同じである。

第五二九号 昭和六十年十一月十九日受理
老人保健制度の拠出金増額反対に関する請願
請願者 東京都中央区入船二ノ五ノ八
戸利枝外二千三百八十八名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第二八四号と同じである。

第五六七号 昭和六十年十一月二十日受理
老人保健制度の拠出金増額反対に関する請願
請願者 京都府城陽市長池北裏一〇八ノ二
阪本佳久外三千八百二十四名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第二八四号と同じである。

第五七三三号 昭和六十年十一月二十日受理
老人保健制度の拠出金増額反対に関する請願
請願者 大阪府岸和田市堺町六ノ二〇 正
木広幸外千三百九十名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第二八四号と同じである。

第五七四号 昭和六十年十一月二十日受理
被爆者援護法の制定に関する請願
請願者 大阪府豊中市春日町一ノ二二ノ一〇
守屋政則外千九百九十九名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第四九九号と同じである。

第五九八号 昭和六十年十一月二十一日受理

保育制度の充実等に関する請願
請願者 大阪府旭区高殿五ノ一二ノ一一
小野忠彦外二千四十九名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第二四九号と同じである。

第五九九号 昭和六十年十一月二十一日受理
老人保健制度の拠出金増額反対に関する請願
請願者 奈良県大和郡山北町一四四ノ五二 村上茂嘉外五千二百四十六
名
紹介議員 福岡 知之君
この請願の趣旨は、第二八四号と同じである。

第六〇〇号 昭和六十年十一月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願
請願者 兵庫県明石市大久保町大窪二、六二〇ノ一五 武内祐一外二千七百二名
紹介議員 坂山 映子君
一、保護者負担を軽減すること。
二、国庫補助率一割カットの継続に反対すること。
三、定員割れによる事務費減収分を全額補てんすること。

理由
(1)保育料は、十数段階に区分して徴収しているが、その負担額の増大は保護者の生活をおびやかす、負担に耐えられず退所を余儀なくされるケースも続出している。保育料の負担と階層別徴収率の実体を再検討し、保護者負担の軽減を図るべきである。(2)保育補助金の一割カットは昭和六十年度の限りで時限立法であるが、これを継続すると、地方自治体の負担は厳しくなり、保育所の保育に影響し、一部地方自治体においては保育予算の削減を余儀なくされている。国の福祉の根幹である八・一・一の基本負担を守りぬくようにすべきである。(3)全国的に保育所の定員未充足が続出しているが、私立保育園の場合は、公立保育園と異なり、定員定額制がとられていないので、定員の未

充足は直接保母等の解雇につながる問題になつて
いる。よつて、未充足による事務費の全額負担補
てんをするよう要望するものである。

第六〇一号 昭和六十年十一月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 大阪市淀川区十三元今里二ノ二
ノ一 吉田敏明外四千七百八十
五名

紹介議員 白木義一郎君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第六〇二号 昭和六十年十一月二十一日受理
輸血及び血液製剤のエイズ汚染排除等に関する請
願

請願者 川崎市幸区南幸町一ノ四三 安藤
哲夫外三十七名

紹介議員 中野 鉄造君
輸血並びに血液製剤の後天性免疫不全症候群（以
下エイズという）汚染を完全に排除し、血液製剤
等の輸注によるエイズ感染あるいは感染の危険に
ある患者の検査・治療体制を確立し、その社会生
活の安全を保障するため、次の事項について実現
を図られたい。

一、血液製剤を国産化するため、日本赤十字社献
血血液による血液製剤の国内自給体制を整え、
製剤使用者の治療上の危険を排除すること。

二、輸血血液及び血液製剤からのエイズ感染の完
全防止のため、原料血しゅう・供給血液の検査
基準を早急に改善すること。

三、エイズ感染の拡大を防止するため、エイズ汚
染の可能性がある危険な血液及び血液製剤の回
収廃棄の処置等の指導を徹底すること。

四、エイズ発症・感染並びに感染の危険がある患
者を救済するため、検査及び治療の健康保険の
適用を早急に認めること。

五、国がエイズの治療に積極的に取り組み、患者
の生命と社会生活の救済に努めること。

六、貴重な血液・血液製剤の適切な使用を実現す
るため、また、患者の人命尊重という観点か
ら、その使用基準に慎重な配慮を期するよう、
関係各医療機関へ勧告すること。

第六〇七号 昭和六十年十一月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 札幌市中央区北一条西二丁目札幌
市役所内社団法人札幌市私立保育
所連合会会長 岩井誠外一万三千
百二十七名

紹介議員 岩本 政光君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第六〇八号 昭和六十年十一月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 沖縄県那覇市樋川一ノ二八ノ三三
高江洲和男外四千七百七十九名

紹介議員 大城 眞順君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第六〇九号 昭和六十年十一月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 神戸市灘区篠原南町五ノ三ノ一五
橋本功外二千七百七十九名

紹介議員 中西 一郎君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第六一〇号 昭和六十年十一月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 岐阜県可児市下恵土すみれ楽園内
酒向泰岳外六千四百六十一名

紹介議員 藤井 孝男君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第六一一号 昭和六十年十一月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 三重県桑名市北寺町三ノ三 加
藤知宏外二万七千八百八十九名

紹介議員 水谷 力君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第六一二号 昭和六十年十一月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 神戸市須磨区友が丘五ノ五ノ一
三 横山昭外二千七百七十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第六一三号 昭和六十年十一月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 東京都世田谷区太子堂二ノ七ノ二
四 福島要子外四千六百三十二名

紹介議員 上田耕一郎君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第六一四号 昭和六十年十一月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 東京都荒川区東尾久八ノ四五ノ三
一至誠会第二保育園内 霜出弘子
外四千七百七十九名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

第六一五号 昭和六十年十一月二十一日受理
民間保育事業振興に関する請願

請願者 沖縄県浦添市伊祖九〇一ノ三二八
富間ミツノ外四千七百七十九名

紹介議員 喜屋武眞榮君
この請願の趣旨は、第六〇〇号と同じである。

十二月三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等
の合理化に関する特別措置法の一部を改正す
る法律案（衆）（予備審査のための付託は十二
月二十九日）

一、医療法の一部を改正する法律案（第百一回

国会提出、衆議院継続審査）

（小字及び一は衆議院修正）

医療法の一部を改正する法律案

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の一部
を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 病院、診療所及び助産所（第七條―第
三十条の二）

第三章 公的医療機関（第三十一条―第三十八
条の七）

第四章 医療法人（第三十九条―第六十八条の
三）

第五章 医療、歯科医療又は助産婦の業務等の
広告（第六十九条―第七十一条）

第六章 罰則（第七十二条―第七十七条）

附則

第一条を第一条の二とし、第一条として次の一
条を加える。

第一条 この法律は、病院、診療所及び助産所の
開設及び管理に関し必要な事項並びにこれらの
施設の整備を推進するために必要な事項を定め
ること等により、医療を提供する体制の確保を
図り、もつて国民の健康の保持に寄与すること
を目的とする。

第五条の二を削る。

第七条の二第一項中「当該地域（当該申請に係る
病院の所在地を含む保健所の所管区域、その所管
区域を含む）以上の保健所の所管区域若しくは当
該都道府県の区域又はこれらの区域により難い場
合には厚生大臣の定めるその他の区域をいい、こ
のうらみずれの区域によるかは、当該申請に係る

病院及びその周辺にある既存の病院の機能及び性格、交通事情等に応じ、厚生大臣の定めるところによる。」を「当該申請に係る病院の所在地を含む地域（当該申請に係る病床が前条第二項に規定するその他の病床のみである場合は第三十条の三第一項の規定により当該都道府県が定める医療計画（以下この条において単に「医療計画」という。）において定める第三十条の三第二項第一号に規定する区域とし、当該申請に係る病床が前条第二項に規定するその他の病床以外の病床のみである場合は当該都道府県の区域とし、当該申請に係る病床が同項に規定するその他の病床及び当該その他の病床以外の病床である場合は第三十条の三第二項第一号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）に、」を「省令の定めるところにより算定した」を「同条第四項の厚生省令で定める標準に従い医療計画において定める」に、「すでに」を「既に」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第二項中「厚生大臣の」を「第三十条の三第四項の厚生省令で定める標準に従い医療計画において」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第三項中「医療機関整備審議会」を「都道府県医療審議会」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第四項を削り、第五項を第四項とする。

第二十一条第一項中「左の各号」を「次に」に、「且つ」を「かつ」に、「但し」を「ただし」に改め、同項第一号中「以て」を「もつて」に改め、同項第十二号中「洗たく施設」を「洗濯施設」に改め、同項第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 診療科名中に産婦人科又は産科を有する病院にあつては、分べん室及び新生児の入浴施設

第二十一条第二項中「又は第十五号」を削り、「基づく」を「基づく」に改め、「又は施設」を削り、「五千円」を「十万円」に改める。

第二十一条第二項中「基づく」を「基づく」に、「五

千円」を「十万円」に改める。

第二十四条中「第二十一条」を「第二十一条第一項」に、「前条に基づく」を「前条第一項の規定に基づく」に、「又は修繕」を「又は期限を定めて、修繕」に改める。

第二十五条に次の一項を加える。

第三 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十八条中「対し」の下に、「期限を定めて」を加える。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 医療計画

第三十条の三 都道府県は、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 主として病院の病床（次号に規定する病床及び第七条第二項に規定するその他の病床以外の病床を除く。）の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項

二 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生省令で定める高度又は特殊な医療を提供する病院の第七条第二項に規定するその他の病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項

三 第七条第二項に規定するその他の病床に係る必要病床数及び同項に規定するその他の病床以外の病床に係る必要病床数に関する事項

3 医療計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めることができる。

一 一般医療を提供する病院、前項第二号の厚生省令で定める高度又は特殊な医療を提供する病院その他の病院の整備の目標に関する事項

二 へき地の医療及び休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項

三 病院及び診療所〇〇の相互の機能及び業務の連携に関する事項

四 医師及び歯科医師並びに薬剤師、看護婦その他の医療従事者の確保に関する事項

五 前三号に掲げるもののほか、医療を提供する体制の確保に關し必要な事項

四 第二項第一号及び第二号に規定する区域の設定並びに必要病床数に関する標準は、厚生省令で定める。

5 厚生大臣は、第二項第二号及び前項の厚生省令を定めようとするときは、医療審議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、医療計画を作成するに当たつては、他の法律の規定による計画であつて医療の確保に關する事項を定めるものの調和が保たれるようにするとともに、公衆衛生〇〇その他医療と密接な関連を有する施策との連携を図るよう努めなければならない。

7 都道府県は、医療計画を作成するに当たつて、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うものとする。

8 都道府県は、少なくとも五年ごとに医療計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

9 都道府県は、医療に關する専門的科学的知見に基づいて医療計画の案を作成するため、診療又は調剤に關する学識経験者の団体の意見を聴くものとする。

10 都道府県は、医療計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会及び市町村（救急業務を共同処理する一部事務組合を含む。）の意見を聴かなければならない。

11 都道府県は、医療計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生大臣に提出するとともに、その内容を公示しなければならない。

第三十条の四 厚生大臣は、医療計画の作成の手法その他医療計画の作成上重要な技術的事項について、医療審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言をすることが出来る。

第三十条の五 国及び地方公共団体は、医療計画の達成を推進するため、病院又は診療所の不足している地域における病院又は診療所の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、前項に定めるもののほか、都道府県の区域を超えた広域的な見地から必要とされる医療を提供する体制の整備に努めるものとする。

第三十条の六 病院の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、当該病院の医療業務に差し支えない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院に勤務しない医師又は歯科医師〇〇の診療、研究又は研修のために利用させるよう努めるものとする。

第三十条の七 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院を開設しようとする者又は病院の開設者若しくは管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設その他必要な事項に關して勧告することが出来る。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十九条第一項中「三人以上」を削る。

第四十一条中「開設する病院若しくは診療所に必要な施設又はこれに要する資金を業務を行うに必要な資産」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の資産に關し必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生省令で定める。

第四十五条第二項中「当つては」を「当たつては」に、「医療機関整備審議会」を「都道府県医療審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第四十六条の次に次の二条を加える。

第三十条の三 都道府県は、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 主として病院の病床（次号に規定する病床及び第七条第二項に規定するその他の病床以外の病床を除く。）の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項

二 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生省令で定める高度又は特殊な医療を提供する病院の第七条第二項に規定するその他の病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項

三 第七条第二項に規定するその他の病床に係る必要病床数及び同項に規定するその他の病床以外の病床に係る必要病床数に関する事項

3 医療計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めることができる。

一 一般医療を提供する病院、前項第二号の厚生省令で定める高度又は特殊な医療を提供する病院その他の病院の整備の目標に関する事項

二 へき地の医療及び休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項

三 病院及び診療所〇〇の相互の機能及び業務の連携に関する事項

四 医師及び歯科医師並びに薬剤師、看護婦その他の医療従事者の確保に関する事項

五 前三号に掲げるもののほか、医療を提供する体制の確保に關し必要な事項

四 第二項第一号及び第二号に規定する区域の設定並びに必要病床数に関する標準は、厚生省令で定める。

5 厚生大臣は、第二項第二号及び前項の厚生省令を定めようとするときは、医療審議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、医療計画を作成するに当たつては、他の法律の規定による計画であつて医療の確保に關する事項を定めるものの調和が保たれるようにするとともに、公衆衛生〇〇その他医療と密接な関連を有する施策との連携を図るよう努めなければならない。

7 都道府県は、医療計画を作成するに当たつて、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うものとする。

8 都道府県は、少なくとも五年ごとに医療計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

9 都道府県は、医療に關する専門的科学的知見に基づいて医療計画の案を作成するため、診療又は調剤に關する学識経験者の団体の意見を聴くものとする。

10 都道府県は、医療計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会及び市町村（救急業務を共同処理する一部事務組合を含む。）の意見を聴かなければならない。

11 都道府県は、医療計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生大臣に提出するとともに、その内容を公示しなければならない。

第三十条の四 厚生大臣は、医療計画の作成の手法その他医療計画の作成上重要な技術的事項について、医療審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言をすることが出来る。

第三十条の五 国及び地方公共団体は、医療計画の達成を推進するため、病院又は診療所の不足している地域における病院又は診療所の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、前項に定めるもののほか、都道府県の区域を超えた広域的な見地から必要とされる医療を提供する体制の整備に努めるものとする。

第三十条の六 病院の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、当該病院の医療業務に差し支えない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院に勤務しない医師又は歯科医師〇〇の診療、研究又は研修のために利用させるよう努めるものとする。

第三十条の七 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院を開設しようとする者又は病院の開設者若しくは管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設その他必要な事項に關して勧告することが出来る。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十九条第一項中「三人以上」を削る。

第四十一条中「開設する病院若しくは診療所に必要な施設又はこれに要する資金を業務を行うに必要な資産」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の資産に關し必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生省令で定める。

第四十五条第二項中「当つては」を「当たつては」に、「医療機関整備審議会」を「都道府県医療審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第四十六条の次に次の二条を加える。

第三十条の三 都道府県は、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する計画（以下「医療計画」という。）を定めるものとする。

2 医療計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 主として病院の病床（次号に規定する病床及び第七条第二項に規定するその他の病床以外の病床を除く。）の整備を図るべき地域的単位として区分する区域の設定に関する事項

二 二以上の前号に規定する区域を併せた区域であつて、主として厚生省令で定める高度又は特殊な医療を提供する病院の第七条第二項に規定するその他の病床であつて当該医療に係るものの整備を図るべき地域的単位としての区域の設定に関する事項

三 第七条第二項に規定するその他の病床に係る必要病床数及び同項に規定するその他の病床以外の病床に係る必要病床数に関する事項

3 医療計画においては、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を定めることができる。

一 一般医療を提供する病院、前項第二号の厚生省令で定める高度又は特殊な医療を提供する病院その他の病院の整備の目標に関する事項

二 へき地の医療及び休日診療、夜間診療等の救急医療の確保に関する事項

三 病院及び診療所〇〇の相互の機能及び業務の連携に関する事項

四 医師及び歯科医師並びに薬剤師、看護婦その他の医療従事者の確保に関する事項

五 前三号に掲げるもののほか、医療を提供する体制の確保に關し必要な事項

四 第二項第一号及び第二号に規定する区域の設定並びに必要病床数に関する標準は、厚生省令で定める。

5 厚生大臣は、第二項第二号及び前項の厚生省令を定めようとするときは、医療審議会の意見を聴かなければならない。

6 都道府県は、医療計画を作成するに当たつては、他の法律の規定による計画であつて医療の確保に關する事項を定めるものの調和が保たれるようにするとともに、公衆衛生〇〇その他医療と密接な関連を有する施策との連携を図るよう努めなければならない。

7 都道府県は、医療計画を作成するに当たつて、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に照らし必要があると認めるときは、関係都道府県と連絡調整を行うものとする。

8 都道府県は、少なくとも五年ごとに医療計画に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

9 都道府県は、医療に關する専門的科学的知見に基づいて医療計画の案を作成するため、診療又は調剤に關する学識経験者の団体の意見を聴くものとする。

10 都道府県は、医療計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会及び市町村（救急業務を共同処理する一部事務組合を含む。）の意見を聴かなければならない。

11 都道府県は、医療計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生大臣に提出するとともに、その内容を公示しなければならない。

第三十条の四 厚生大臣は、医療計画の作成の手法その他医療計画の作成上重要な技術的事項について、医療審議会の意見を聴いて、都道府県に対し、必要な助言をすることが出来る。

第三十条の五 国及び地方公共団体は、医療計画の達成を推進するため、病院又は診療所の不足している地域における病院又は診療所の整備その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、前項に定めるもののほか、都道府県の区域を超えた広域的な見地から必要とされる医療を提供する体制の整備に努めるものとする。

第三十条の六 病院の開設者及び管理者は、医療計画の達成の推進に資するため、当該病院の医療業務に差し支えない限り、その建物の全部又は一部、設備、器械及び器具を当該病院に勤務しない医師又は歯科医師〇〇の診療、研究又は研修のために利用させるよう努めるものとする。

第三十条の七 都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院を開設しようとする者又は病院の開設者若しくは管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設その他必要な事項に關して勧告することが出来る。

第三十二条を次のように改める。

第三十二条 削除

第三十九条第一項中「三人以上」を削る。

第四十一条中「開設する病院若しくは診療所に必要な施設又はこれに要する資金を業務を行うに必要な資産」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の資産に關し必要な事項は、医療法人の開設する医療機関の規模等に応じ、厚生省令で定める。

第四十五条第二項中「当つては」を「当たつては」に、「医療機関整備審議会」を「都道府県医療審議会」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改める。

第四十六条の次に次の二条を加える。

第七部 社会労働委員会會議録第三号 昭和六十年十二月五日 【参議院】

は、を削る。

第五十三條に次のただし書を加える。

ただし、定款又は寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでない。

第五十五條第四項中「當つては」を「」と改め、

に、「医療機関整備審議会」を「都道府県医療審議

る。會に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め

第五十六条第三項中「理事」を「清算人」に改める。

第六十三条及び第六十四条を次のように改め

第六十三条 都道府県知事は、医療法人の業務若

しくは會計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分、定款若しくは寄附行為に違反している

疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認めるときは、当該医療法人に対し、

し、その業務若しくは会計の状況に関し報告を

求め、又は当該吏員に、その事務所に立寄り、業務若しくは会計の状況を検査させること

2 第二十五條第二項及び第三項の規定は、前項ができる。

の規定による立入検査について準用する。

しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事

その運営が著しく適正を欠くと認めるときは、

当該医療法人に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 医療法人が前項の命令に従わないときは、都

道府県知事は、当該医療法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又

は役員の解任を勧告することができる。

は役員の解任を勧告するに当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

都道府県知事は、前項の規定により設立の認可を取り消すに

当たつては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならぬ。

第六十七條中「又は前三條の規定により業務の

る体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

3 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第七十一条の三 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令

令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置

(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることとする。

第七十二条を削る。

第七十三条第一項中「第二十五条」を「第二十五条第一項」に、「六月」を「一年」に、「一万円」を「三

十万円」に改め、第六章中同条を第七十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

第七十三条 次の各号の一に該当する者は、これ

を六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項、第六十九條第一項から第三項まで若しくは第六項、第七十條第三項又は

第七十一条第一項から第三項まで若しくは第五項の規定之處又した者

二 第十四条の規定に違反した者

三 第二十四条、第二十八条又は第二十九条第一項の規定に基づく命令又は処分違反した

者

第七十四条中「左の一を」次の二、「五千万」を

「十万円」に改め、同条第一号中「第二十一条第二

号から第十四号まで」を「第二十一條第一項第二号から第十五号まで」に改める。

第七十五条中「第七十二条又は前条」を「前一条」に、「罰する外」を「罰するほか」に改める。

第七十六条中「左の」を「次の」に、「二万円」を

「二十万円」に、「但し」を「ただし」に改め、同条第一号中「基く」を「基づく」に改め、同条第一号の二

中「第五十条第三項」の下に「又は第五十一条第一

項を加え、同条第一号中「備付」を「備付け」に改め、同条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 第六十三条第一項の規定による報告を

昭和六十年十二月九日印刷

昭和六十年十二月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局